

令和2年4月30日

第29回日本包装学会年次大会の開催中止について

日本包装学会 会長 椎名 武夫
第29回年次大会運営委員長 細田 友則

日本包装学会会員および関係者の皆様、平素は格別なお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

日本包装学会年次大会運営委員会では7月2日（木）、3日（金）に第29回年次大会を東京大学弥生講堂で開催すべく準備を進めて参りました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大が深刻化し、収束につきましても不透明な状況が続いております。

日本包装学会では開催の是非について慎重に議論を重ねて参りましたが、この様な、いわば国家的な非常事態ともいえる状況下におきましては政府、各自治体の指針を遵守することが最善であり、また責務であるとの結論に至りました。つきましては、標記年次大会の実質的な開催は困難であると判断し、中止させていただきます。なお、年次大会の中止に伴う措置については、下記をご参照ください。開催を心待ちにされていた方々には誠に申し訳ございませんが、ご理解を賜ります様お願い申し上げます。

詳細につきましては当学会のホームページ、ダイレクトメール、もしくは電子メール等を通じて、皆様にご案内させていただきますので、いましばらくお待ち下さい。

最後になりましたが、新型コロナウイルスの早期の収束を切に願いますとともに、皆様のますますのご活躍をお祈り申し上げます。

年次大会開催中止に伴う措置

(1) 発表(口頭・ポスター)の成立

・ 予稿集は予定通り発行します。以下の条件①②の両方を満たした発表に限り、予稿集に記載した内容の範囲で、発表が成立したとみなします。

- ① 指定期日までに発表予定者の参加登録費の納入が確認されている。
- ② 予稿原稿が予稿集に掲載されている。

- ・発表が成立した発表者へ予稿集を後日、郵送します。

(2) 知的財産の取り扱い

- ・予稿集記載の範囲において、研究発表をされたものと認定しますので、特許等の出願において、予稿集に記載の内容は公知となります。また、本予稿集に記載の内容は、発表予定者を含み著者として記載された研究者の研究発表実績として認定し、予稿内容と掲載書誌事項を引用することができます。
- ・当該討論会において発表予定であった予稿集記載範囲外の成果や図表等について、特許法 30 条適用のための『発表証明』（座長証明）は行えません。ただし、本年次大会が中止になったという説明の補足として、本会が発行する『中止証明』を添えれば、発表予定であった図表等を特許申請に含めることが可能です。『中止証明』は申請により発行いたします。（詳細については弁理士にご相談ください。）

(3) 一般参加者登録

- ・指定期日までに参加登録費が確認された方へは、予稿集を後日、郵送にて送付します。
- ・大会中止に伴い、希望者には事前にお支払いされた一般参加登録費を全額返金いたします。
- ・事前登録にてお支払いされた交流会費は、参加申し込み者からのご請求により交流会を含まない参加費の差額分を返金いたします。この場合の振込手数料は日本包装学会が負担いたします。

(4) 協賛広告

- ・例年通り、予稿集へ広告を掲載します。協賛広告の申し込みは大会開催の場合と同様になります。

(5) その他

- ・交通費、旅費、宿泊費およびそのキャンセルなどの費用は、日本包装学会は負担しませんこと、ご了承ください。
- ・製品展示は行いません。
- ・総会の開催については後日、当学会のホームページ、ダイレクトメール、もしくは電子メール等を通じて、皆様にご案内させていただきます。

以上